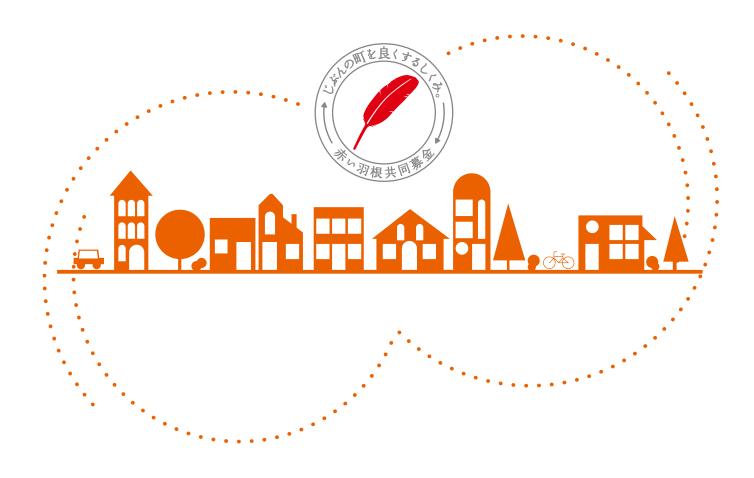
共同募金助成計画検討委員会報告書



平成 24 年 1 月 24 日

社会福祉法人 秋田県共同募金会 共同募金助成計画検討委員会

目次

1	はじめに「地域福祉重視の共同募金に向けて」・・・・・・・・・・・・・・・]
2	共同募金助成計画検討委員会提言及び付帯意見(概要) 2
3	共同募金助成計画検討委員会提言
1	. 共同募金助成の目的と役割を再確認する
(]	1)共同募金による助成の目的 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
(2	2)広域助成と地域助成 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
2	2. 共同募金助成の方法を見直す
(]	l)助成方法の見直しについて ••••••••••••••••••••••••••••••••••••
(2	2)助成審査のあり方について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
(3	3)助成評価のあり方について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
(4	4)共同募金配分要綱の改正について ・・・・・・・・・・1(
3	3. 現行の助成内容を検証する
(]	1)広域助成のあり方について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1 1
(2	2)地域助成のあり方について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
(3	3) 募金目標額設定(助成計画策定)の方法について ・・・・・・・・・・・14
4	付帯意見
1	. 助成の改革を契機とした共同募金改革の持続的断行について ・・・・・・・15
(]	1)提言内容の着実かつ速やかな実行を
(2	2)断固たる決意を持っての共同募金改革を
(3	3)共同募金改革の継続的な検証・評価の実施(進行管理)
2	2 _. 助成以外に今後検討が必要とされる事項 ························16
(]])組織・募金・広報に関する検討事項

1 はじめに

――地域福祉重視の共同募金に向けて

当委員会は、県共同募金会長から「社会環境の変化などにより、新しい地域福祉課題が出ている中で、今後、共同募金がどのような活動・事業に対して助成を実施するのか、また、そのための助成計画のあり方、募金目標額の設定など」について意見を求められました。

6回の協議を通じ、常に感じていたことは、本県の共同募金は時代にマッチした「新しい共同募金」にリセットされていないということでありました。

共同募金は、1947年(昭和22年)に戦後復興の一助として、戦争の打撃をうけた福祉施設を中心に資金支援する活動としての機能を果たしてきました。

しかし、その後、共同募金を取り巻く環境は大きく変化し、2000年(平成 12年)に改正された社会福祉法では、共同募金の目的は「地域福祉推進を図るため」と定義されることとなり、中央共同募金会でも、さまざまな地域福祉の課題解決に取り組む民間団体を支援する仕組みとしての運動への転換を進めてきました。しかし、本県においては、この地域福祉重視の「新しい共同募金」にリセットすることなく今日に至っているため、このたびまず「助成」分野からその変革案を練ることとしたというわけです。当委員会では、この認識を踏まえて協議を進めましたが、明確化したのは、この60年余り、要望があれば総花的に応え続けてきた地域「配分」について見直しが必要であり、今後あるべき「助成」の姿は、開かれた審査による地域福祉重視である。そして、この改革を真に実行していくためには、共同募金関係役職員の意識改革と断固たる決意が重要であるとの結論に至りました。

本県では、高齢化率がついに全国一となり、婚姻率、出生率、自殺率、がん死亡率などがワーストを続けています。また、地域の結びつきや人間関係も希薄化し、家庭や地域社会のありようが大きく変化する中で、様々な課題が現れてきています。

地域福祉の先導役である市町村社会福祉協議会と表裏一体の市町村共同募金会(支会)の役割と 責務についても、かなりの協議が行われました。

このように地域福祉重視の時代にマッチした共同募金の助成のあり方について、新たな共同募金の理念に立ち、検討を加えた結果が報告書の内容となっております。

当委員会に与えられた課題は「助成」分野だけでありましたが、協議が進むにつれて、「募金」「組織」「広報」分野についても課題が浮き彫りにされ、時代のニーズはあるものの先細りを続ける共同募金について、総合的、抜本的な改革が必要であるとの認識を強く持ちました。

最後に、当委員会の総意としての「県共同募金会長の主動のもと、改革を断行し、『報告書』が 画餅に帰することのないよう要望する」を明記します。

平成 24 年 1 月 24 日

共同募金助成計画検討委員会 委員長 吉田 慶嗣



2 共同募金助成計画検討委員会提言及び付帯意見 (概要)

共同募金助成計画検討委員会では、現行の助成内容の検証を 行い、今後の本県における共同募金助成をより効果的なもの とするため、提言を行います。

提言

1 地域福祉の推進に密接につながる活動への助成の重視

社会福祉法における共同募金の目的である「地域福祉推進」に立ち帰り、地域住民や関係機関の参画のもとに実施される地域住民の福祉課題解決を果たす活動への助成を重視する必要があります。

2 市町村が策定する地域福祉計画や市町村社会福祉協議会 が策定する地域福祉活動計画との関係強化

市町村が策定する地域福祉計画、市町村社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画に記載された事業への助成を優先し、共同募金が地域福祉推進に計画的に位置づけられる仕組みが必要とされます。

3 地域の福祉ニーズの丁寧な把握といま地域に本当に必要 とされる活動を積み上げた計画づくり

募金見込み額ありきの目標額ではなく、地域の福祉ニーズが反映され、地域住民の賛同による主体的な運動展開を促進するための助成計画づくりが必要とされます。

4 広域助成と地域助成の役割の明確化による広域助成額の 縮減と地域助成を重視した助成計画への転換

広域助成の役割を重点化することにより広域助成額を縮減し、これまでより地域助成を重視 した助成計画への転換が求められます。



5 広域助成における本県の福祉課題に応じた重点テーマ 助成の実施

広域助成に、いま本県において解決が求められている福祉課題に対応した「重点テーマ助成」を導入し、現在本県にどのような福祉課題があるのか、また、そうした課題を解決する活動や団体の存在を地域住民に理解してもらうとともに、共同募金運動の必要性を訴えていく役割が求められます。

6 地域助成における助成事業の公募など、地域住民に 開かれた助成の仕組みづくり

地域助成において助成する活動を公募し、地域住民に開かれた助成審査の仕組みを導入する ことにより、これまで以上に地域住民の信頼が得られる共同募金運動に転換することが求め られます。

7 助成方法や審査基準等を見直すための共同募金配分 要綱の改正

どのような団体や活動に助成するのか、助成を実施するうえでの申請・報告・評価のあり方などについて、本報告書を踏まえた共同募金配分要綱の改正が必要となります。

付帯意見

1 提言内容の着実かつ速やかな実行

今回の提言が絵に描いた餅にならないよう、提言内容の着実かつ速やかな実行と、実行状況 の定期的な検証・評価の体制を求めます。

2 助成計画の検討に引き続き、共同募金の組織と機能、 募金と広報に関する検討の場の設置

助成計画の検討を行う中で、共同募金の組織や機能、募金運動や広報上の課題に関する意見が数多く出されたことから、それらについて別途検討し方向性を示すための協議の場の設置を求めます。



3 共同募金助成計画検討委員会提言

1. 共同募金助成の目的と役割を再認識する

(1)共同募金による助成の目的

✓地域福祉を推進するための助成

赤い羽根共同募金による助成の目的は、本県における地域福祉の推進を図ることであり、県内各地域で実施される地域福祉を進めるための活動を支援することが現代社会における共同募金の役割です。

共同募金運動が開始された昭和 22 年当時は、民間の社会福祉事業の支援が共同募金の主たる目的でしたが、その後の経済成長など社会の変化に対応して、社会福祉の諸制度が整備されたことにより、社会福祉事業への公的な支援は当時と比べて充実したものとなりました。そうした社会変化を受け、平成12 年(2000 年)の社会福祉法改正により、共同募金は「地域福祉の推進」を目的とした募金運動という新たな位置づけを与えられ、地域住民が参画したさまざまな地域福祉課題の解決を目的とした活動への助成を重点的に行う方向性が出されています。

しかし、そうした新しい方向性の中においても、共同募金による助成内容の検証や見直しは十分に実施されておらず、運動開始当初の目的である民間社会福祉事業の支援というイメージが強い状況が継続したまま今日に至っています。

共同募金助成計画検討委員会(以下、「検討委員会」)では、今後の助成計画の策定にあたって、社会福祉法における共同募金の理念である「地域福祉の推進」に合致する助成か否かという点を検証することが、より効果的な助成を実現するための第一歩であるという認識を共有しました。

╱地域福祉計画・地域福祉活動計画との関係

本県では、各市町村において共同募金運動を進める市町村共同募金会(支会)は、市町村社会福祉協議会がその役割を担っており、一方で、市町村社会福祉協議会は共同募金の助成を受けて地域福祉推進を図る中心的な組織となります。

前述の社会福祉法における市町村社会福祉協議会の組織目的は、共同募金と同様に地域福祉の推進を図ることであり、その目的を達成するため市町村社会福祉協議会は、地域住民と地域の福祉課題を共有し、その解決のための活動を企画・実施していくことが求められています。

地域福祉を推進するために、県や市町村は地域福祉計画を策定することになっており、また、県社会福祉協議会及び市町村社会福祉協議会は民間サイドの計画として地域福祉活動計画を行政や住民とともに策定することになっています。今後の共同募金はこうした地域福祉を推進するための一連の計画との関係を明確にし、計画的な地域福祉推進に寄与していくことが求められます。

ポイント!

1 共同募金による助成は地域福祉推進を目的とするものであることを再認 識することが求められます。

- 2 県共同募金会及び市町村共同募金会は、現行の助成内容が地域福祉推進 の趣旨に合致しているか検証を行ったうえで今後の助成計画策定を行う 必要があります。
- 3 今後の助成計画策定にあたって、県及び市町村が策定する地域福祉計画、 県社会福祉協議会及び各市町村社会福祉協議会が策定する地域福祉活動 計画との関連を明確にし、共同募金による計画的な地域福祉推進を図る 必要があります。

参考:社会福祉法(抜粋)

(地域福祉の推進)

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

(市町村地域福祉計画)

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

- ー 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 二 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 三 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

(市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会)

第109条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であって、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあってはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあってはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。(以下略)

(共同募金)

第112条 この法律において「共同募金」とは、都道府県の区域を単位として、毎年一回、厚生労働大臣の定める期間内に限ってあまねく行う寄附金の募集であつて、その区域内における地域福祉の推進を図るため、その寄附金をその区域内において社会福祉事業、更生保護事業その他の社会福祉を目的とする事業を経営する者(国及び地方公共団体を除く。以下この節において同じ。)に配分することを目的とするものをいう。

(2)広域助成と地域助成

本県における共同募金助成は、広域的、先駆的な活動に対して助成を行う「広域助成」と各地域で行われる福祉活動に対して助成を行う「地域助成」の2つの助成があります。

広域助成とは、単一の市町村ではない広域にわたる地域福祉活動や、県内で先駆的に取り組まれる地域福祉活動を支援する役割をこれまで担っており、県共同募金会が県内の社会福祉法人や特定非営利活動法人、その他の福祉活動を行う団体に対して、助成公募を行い、配分委員会による審査を経て計画される仕組みとなっています。

また、地域助成には各市町村における地域福祉活動を支援する役割があり、市町村社会福祉協議会や 市町村社会福祉協議会が支援する地域の福祉団体、ボランティア団体、障害がある人たちの団体からの 要望を基に、市町村共同募金会(支会)が計画する仕組みとなっています。

検討委員会では、広域助成と地域助成、それぞれの役割を明確化し、助成内容の重点化を行うこと、 また、広域助成の役割を重点化することにより、広域助成の総額を見直し、今後はより地域助成を重視 した助成を行う方針を提案します。

✓広域助成の役割と重点テーマ助成の実施

今後の広域助成の目的は、本県における新たな福祉課題を明らかにし、そうした課題を解決する活動を活発にしていくことにあります。そのため、県共同募金会は、毎年の共同募金運動における広域助成として、いま本県において解決が求められている福祉課題に対応した「重点テーマ助成」を導入し、現在本県にどのような福祉課題があるのか、また、そうした課題を解決する活動や団体の存在を、募金運動を通じて県民に理解していただき、同時に共同募金自体の必要性を訴えていく役割が求められます。

✓地域助成の役割と地域づくりの資金循環の仕組みづくり

今後の地域助成の目的は、市町村社会福祉協議会や行政機関、地域住民など多様なメンバーが参画して、各地域にある福祉課題を解決するための活動を支えていくことにあります。

また、地域助成は地域福祉活動を支えるための資金という役割を担うため、地域福祉活動を行う多様な団体を見つけ、資金的な支援を行うための助成公募や、地域住民が主体的に募金運動を展開するための助成決定プロセスの透明化を図ることが求められます。

今後県共同募金会では、各地域における助成公募の実施や、地域住民が参画した助成審査や助成決定など透明性の高い助成の仕組みづくりに向けた各市町村共同募金会(支会)との協議を開始し、それぞれの地域事情に応じた新たな助成の仕組みづくりを進める必要があります。

ポイント!

1 広域助成の役割の重点化により広域助成額を縮減し、これまでより地域 助成を重視した助成計画に転換することが求められます。

- 2 広域助成では、重点テーマの設定を通じた福祉課題の社会化と、先駆的 な福祉活動団体の把握、本県における共同募金広報を主導する役割が求 められます。
- 3 地域助成における助成審査や助成計画のあり方について検討を行い、これまで以上に地域住民の信頼が得られる運動を行うための、地域住民に開かれた地域助成の仕組みづくりを進めることが必要とされます。









2. 共同募金助成の方法を見直す

(1)助成方法の見直しについて

✓地域助成における審査の充実について

これまで、共同募金の助成決定にあたっては、県共同募金会に設置された配分委員会が審査を担ってきましたが、各市町村共同募金会(支会)が計画する「地域助成」については、申請される事業件数の多さから個別の事業内容までの詳細な審査は行われていませんでした。

そこで、今後は市町村共同募金会(支会)の審査体制を充実させることにより地域助成の質を高め、より地域住民の理解が得られる事業・活動への助成を増加させていく必要があります。

✓地域助成における審査委員会の設置について

地域助成の審査を行うにあたっては、市町村共同募金会(支会)に「助成審査委員会」を設置し、地域の福祉団体やボランティア団体などからの申請内容を審査することにより、共同募金の趣旨である地域福祉の推進につながる事業への助成を充実させていく必要があります。

なお、市町村の規模やその他個別の事情により助成審査委員会の設置が困難な場合には、市町村共同 募金会(支会)の役員会等による審査を実施することなどが考えられます。

市町村共同募金会(支会)における助成審査を実施するため、県共同募金会は今後「市町村共同募金 委員会設置規程及びモデル会則」を改正する必要があります。

- 1 市町村共同募金会による地域助成における助成審査体制を充実させる必要があります。
- 2 市町村共同募金会への助成審査委員会の設置を進める必要があります。

(2)助成審査のあり方について

✓助成審査の視点について

今後の助成審査の視点としては、次のような視点から適正な審査を実施する必要があります。

視点	内 容
①実行性、計画性	申請事業が具体的であり実現可能な内容であるか
②自立性	日常の活動は、自助努力によって資金確保がなされているか
③地域性	活動の効果が住民に還元されるものであるか。福祉サービス利用者
	等の生活・環境改善に直接的に寄与するものであるか
④必要性	申請事業がいかに必要とされているものか。
⑤直接支援度	利用者等の直接支援にかかるものであるか
⑥先駆性	活動として先駆性があるか
⑦外部との連携	様々な立場の県民、団体、機関との連携はあるか
⑧発展性、普及性	助成後も継続、発展していく事業または組織であるか。成果が地域
	に還元されるか。継続事業での申請の場合、どのような改善・工夫
	がなされているか
⑨募金協力度	共同募金運動へ協力しているか

✓地域助成(市町村)における助成公募の実施について

これまで共同募金による助成公募は県共同募金会が直接行う広域助成でのみ実施されてきましたが、 今後は地域福祉を推進する多様な団体の活動を支援していくため、各市町村共同募金会(支会)が行う 地域助成についても助成公募の導入が求められます。

平成24年1月現在、モデル事業として北秋田市(平成22年度から)、湯沢市(平成24年度から)での助成公募が導入又は準備されていますが、今後は他の市町村での助成公募の取り組みを段階的に導入していく必要があります。

✔公開審査の導入について

審査過程の透明性を高めることを目的として、地域住民に公開された場での助成審査の導入を検討する必要があります。特に各市町村での地域助成においては、公開審査を実施することにより、助成申請を行った各福祉団体等の活動内容が地域住民に分かりやすい形で情報開示され、どのような活動を支えるために募金運動が行われているのかなど、共同募金運動の理解に直接的につながる効果があるため、市町村における助成公募の実施とともに公開審査の実施を積極的に推進する必要があります。

- 1 市町村共同募金会による地域助成における助成公募の実施を進める必要があります。
- 2 審査過程の透明性を高めるための公開審査の実施を進める必要があります。

(3)助成評価のあり方について

✓助成評価の実施について

これまでの共同募金助成の評価については、書面による事業完了報告書の提出が中心でしたが、今後は助成による事業が地域福祉の向上にどうつながったかなど、共同募金本来の目的に沿った形での検証を行い、寄付者である地域住民に対して、より詳細な成果報告を行う必要があります。

評価方法としては、助成を受けた団体による自己評価や配分委員会による現地調査(抽出)、成果報告会の開催などが考えられます。

ポイント!

1 助成を受ける団体による自己評価を始めとした助成評価の仕組みを確立 することが求められます。

(4)共同募金配分要綱の改正について

≠ 共同募金配分要綱の改正について

検討委員会での協議を踏まえて、県共同募金会が定める現行の「共同募金会配分要綱」の改正を行う 必要があります。

改正内容としては、本委員会で提案された今後の助成の方向性に沿った形での、助成の対象や種類、 審査や評価の方法、申請や報告の手続きなどを中心に見直しを実施することを要望します。

ポイント!

1 助成審査や基準を見直すための共同募金配分要綱の改正が必要とされます。

3. 現行の助成内容を検証する

(1)広域助成のあり方について

✓県社協、社会福祉施設、NPO等への助成内容について

①県社会福祉協議会への助成

県社会福祉協議会は、地域福祉の全県的な調整役であり、県地域福祉活動計画により事業を展開しています。今後も全県的な視野から県社協が行う地域福祉推進を支える広域的・先駆的事業への助成を継続する必要がありますが、助成にあたっては県地域福祉活動計画において共同募金の助成により実施することが妥当であると判断された事業に対する助成を優先するとともに、継続的な事業への助成については、その事業の効果測定を実施し、3年に一度程度見直しを行う必要があります。

②社会福祉施設への助成

共同募金は運動開始以来、民間社会福祉施設の支援に大きな役割を果たしてきましたが、平成 12 年の社会福祉法施行により地域福祉推進を目的とするという新たな役割が明確化されました。そのため、今後、社会福祉法人による事業については、公費による補助・委託事業や介護保険など公的な制度の中で運営されている社会福祉事業を原則的に助成対象外とし、制度外で独自に実施される地域福祉推進のための事業のみ助成対象とすべきと考えます。

ただし、社会福祉法人であっても、小規模作業所から移行した旧小規模授産法人や新設の社会福祉法人による事業、また、特定非営利活動法人による事業については、制度内の事業であっても助成対象とする必要があります。

③NPO等*

誰もが住み慣れたところで安心して生活できる地域社会づくりを目指し、公的な福祉サービスでは対応し難い福祉課題に対し自主性をもって柔軟かつ多様な活動を展開する特定非営利活動法人や任意団体を支援するため、今後は積極的に助成することが求められます。

なお、特定非営利活動法人については、今後社会にとって重要な役割を果たすことが期待されており、 共同募金会としても積極的な助成を行うべきですが、団体間の活動の信頼性や活発度にばらつきもある ことから、事前の調査を十分に行ったうえで助成する必要があります。

また、助成を受けるNPO等には、共同募金運動の新しい担い手の一つとして、今後募金活動にも積極的に取り組むことが求められます。 ※ここでは福祉活動を行う特定非営利活動法人及び任意団体を指しています。

火害緊急配分金(災害見舞金)について

災害緊急配分金(災害見舞金)については、地域福祉を推進する観点から、見直しすべきではないか との視点から協議を行いましたが、現状としては地域住民の理解が得られているため、今後も助成を継 続すべきと考えます。

ただし、県共同募金会による見舞金という位置づけは義援金的な性格が強く、個人への配分を禁止した社会福祉法の趣旨に馴染まないという意見もあることから、今後は共同募金会による見舞金という形ではなく、市町村社会福祉協議会による被災者への生活支援活動の一環としての助成という位置づけに変更するための検討が求められます。

✓県共同募金会事務費について

本県の共同募金運動における運動経費率は現在約17%となっていますが、できる限り多くの助成を望む寄付者の意志を考慮し、今後も積極的な事務費削減の取り組みを進めることが望まれます。

ただし、全国と比較し本県の募金実績が少ないために運動経費率が高くなっていること、公正な助成 実施、募金の適正な収納・経理、運動の広報などの業務を遂行するためには一定の事務費が今後も必要 とされることから、当面は事務費削減の努力を行いながら、同時に募金実績を増加させていくための取 り組みを推進することが必要です。

✓重点助成テーマ設定の導入について

県共同募金会は、県社会福祉協議会と連携して、本県における新しい地域福祉課題を重点テーマとした助成を実施し、住民に対して福祉課題や、課題解決の方向性を明らかにする役割を果たすことが求められます。

重点助成テーマ例)自殺、子育て支援、若者の結婚支援、高齢者の健康づくり、自殺、虐待の防止活動、 いじめ・不登校、ひきこもり、ニート、多重債務者、難病患者への支援、地域防災、 安全・安心のまちづくり など

広域助成の役割を本県の福祉課題解決を目指す重点テーマ助成を中心とした限定的な役割に見直しすることにより広域助成額を縮減し、今後は地域助成重視の仕組みに転換する必要があります。見直し後の広域助成の総額は平成23年度募金目標額の約30%となる6,400万円相当が望ましいと考えます。

また、募金目標が達成されなかった場合、現在は、地域助成のみを減額する仕組みとしてきましたが、 今後は広域助成も併せて減額する仕組みに変更することが必要となります。

- 1 社会福祉法人による事業については、公費による補助・委託事業や介護 保険など公的な制度の中で運営されている社会福祉事業は助成対象外と し、制度外で独自に実施される地域福祉推進のための事業のみ助成対象 とすることが妥当であると考えます。
- 2 災害緊急配分金(災害見舞金)については、今後も助成を継続し、事業 の位置づけを被災者への生活支援の一環としたものとするための検討を 進める必要があります。
- 3 共同募金会事務費について、積極的な削減の取り組みが求められます。
- 4 広域助成への重点テーマ助成の導入が求められます。

5 広域助成の役割の重点化により広域助成額を縮減し、これまでより地域 助成を重視した助成計画に転換します。(再掲)

(2)地域助成のあり方について

- ✓市町村社会福祉協議会及び地域の福祉団体等への助成について
 - ①市町村社会福祉協議会と市町村共同募金会(支会)との関わりについて

現在、共同募金による地域助成の約70%は市町村社会福祉協議会が行う地域福祉事業への助成となっています。また、各市町村において共同募金運動の推進を担う市町村共同募金会は市町村社会福祉協議会の中に設置されているため、事実上市町村社会福祉協議会が運動の実施に深く関わっています。

共同募金による地域助成の内容を見直し、より効果的な助成を実施していくことは、市町村社会福祉協議会による地域福祉事業を充実させていくことと同義であり、そのためにはまず、市町村社会福祉協議会、市町村共同募金会(支会)、それぞれの役職員一体となった意識改革が前提となります。

②市町村地域福祉計画、市町村地域福祉活動計画との関係を強める

地域福祉の向上は共同募金の普遍の役割であり、共同募金による助成は地域福祉推進に直結するものである必要があります。そこで、今後の地域助成では、各市町村が策定する市町村地域福祉計画や、各市町村社会福祉協議会が策定する市町村地域福祉活動計画との関係性を強め、各地域での計画的な地域福祉推進のための資金循環の仕組みをつくることが求められます。

③現状の助成内容の見直し

市町村社会福祉協議会の地域福祉事業や地域の各福祉団体への助成内容が固定化している現状からの 脱却を図るため、各市町村共同募金会における助成審査の仕組みを導入する必要があります。各地域で の助成審査により、効果の低い使途がないか、地域ニーズが反映された助成になっているかなど、現状 の助成内容の検証と見直しが必要となります。

- 1 市町村社会福祉協議会、市町村共同募金会の役職員一体となった意識改革を進める必要があります。
- 2 市町村地域福祉計画、市町村地域福祉活動計画との関係を強める必要が あります。
- 3 地域助成における助成審査の導入により、現状の助成内容の見直しを進めることが必要です。

(3)募金目標額設定(助成計画策定)の方法について

夕募金見込み額ありきの目標額設定から地域ニーズを反映した目標額設定へ

現状の募金目標額は、各市町村社会福祉協議会や福祉団体、ボランティア団体、NPO等からの申請に基づいた助成計画により設定されていますが、各市町村共同募金会が策定する地域助成計画額は近年の募金実績減少を反映した減額を続けていることから、あらかじめ募金見込み額に配慮した助成計画策定が行われていると考えられます。

しかし、本県における地域福祉課題は年々複雑化、深刻化しており、募金実績の減少に合わせた助成 計画では、課題解決に向けた十分な福祉活動が展開できなくなることが危惧されます。

そこで、今後、地域助成計画においては、公募や助成審査の実施を含めて福祉団体や地域住民とのコミュニケーションを密にすることにより地域福祉活動に要する資金ニーズを丁寧に把握し、それらを助成計画に反映させていく必要があります。今後は、募金見込み額ありきの目標額ではなく、地域福祉推進のためのニーズを反映させることにより募金目標額の維持、増加を図り、積極的な募金運動の展開につなげることが求められます。

ポイント!

1 募金見込み額ありきの目標額ではなく、地域福祉推進のための募金目標額の維持、増加を図り、積極的な募金運動の展開につなげる必要があります。





4 付帯意見

検討委員会としては、県共同募金会に対し、提言した助成分野の事項について持続的断行を強く望むとともに、組織、募金、広報などの分野についても今後検討を加え、総合的な共同募金の改革を行うよう、 提言にあたって、次の意見を付することとしました。

1. 助成の改革を契機とした共同募金改革の持続的断行について

(1)提言内容の着実かつ速やかな実行を

今回の提言を実行していくためには、県共同募金会による組織的な取り組みが必要であり、特に市町 村共同募金会(支会)との共通認識が重要なものとなります。県共同募金会内部での協議を経た提言内 容の着実かつ速やかな実行を望みます。

(2) 断固たる決意を持っての共同募金改革を

今回の提言による助成の改革を含めて、現在、県共同募金会が進めている共同募金改革は、関係者だけのものではなく、共同募金のあるべき姿が住民に理解されることで住民意識を変えていくことであり、そのためにまずは市町村共同募金会(市町村社会福祉協議会)の意識が変わらなければ、住民の意識が変わってくれることはありません。

すなわち共同募金改革は意識改革であり、できることはすぐにでも行う必要があります。県共同募金会長は改革のためのメッセージを発出し、断固たる決意を持って改革に向けた具体策を実行していくことを明確にしていただくことを望みます。

(3)共同募金改革の継続的な検証・評価の実施(進行管理)

共同募金改革の取り組みが風化することなく、継続的に実施されていくため、その総合的な検証・評価を企画広報委員会で行うものとし、各取り組みの実施状況を定期的に検証・評価するとともに、必要に応じ、会長に勧告する仕組みが必要とされます。

2. 助成以外に今後検討が必要とされる事項

(1) 組織・募金・広報に関する検討事項

対同募金会組織の役割と機能の検討

検討委員会では、県共同募金会の事務費削減に関する検討を行いましたが、経費削減が求められる一方で、共同募金会が今後の効果的な助成の実施、積極的な募金運動の展開を果たす役割が求められる中、 経費面からのみ組織に関する検討を行うことは困難であるとの意見がありました。

そのため、県共同募金会と市町村共同募金会(支会)の組織・機能や、今後、支会機能の活発化が求められる中で人員、事務費等の実態がどうなっているかなどについて調査を実施したうえで、別途速やかに組織に関する検討を行うことを提案します。

なお、組織に関する検討にあたっては、事前に市町村共同募金会の実態について把握したうえで、県 共同募金会及び市町村共同募金会の役職員の意識改革や職員の資質向上などの人材育成、今後の共同募 金の方向性に合わせた定款・諸規程・要項等の改正・整備等について協議を行う必要があります。

●募金・広報に関する見直し

助成内容について検討を行う中で、戸別募金に依存した運動展開やマンネリ化した広報活動、若者に向けた啓発活動の不足など、募金や広報上の課題に関する意見も多く出されました。

そのため、募金・広報についても今後の方向性を明らかにするための検討委員会を新たに設置し、別 途協議を行うことを提案します。

特に、地域住民に対して、新しい共同募金のあり方、助成、組織、募金など運動全般にわたる共同募金改革の内容について積極的な広報を行うための方策に関する協議が必要となります。

共同募金助成計画委員会 委員名簿

任期:平成23年9月1日~平成24年3月31日

	т. А	式 是		
	氏 名	所属・役職等		
	大 塚 妙 子	秋田市共同募金会事務局長		
	児 玉 圭 樹	由利本荘市共同募金会担当者		
	赤平一夫	湯沢市共同募金会担当者		
	三 浦 誠	北秋田市共同募金会事務局長		
	柏 山 茂 紀	小坂町共同募金会事務局長		
	渋 谷 真 弓	美郷町共同募金会担当者		
	高橋 豊	秋田県社会福祉協議会常務理事		
	澤田修明	社会福祉法人一羊会統括管理者		
	畠 山 順 子	NPO法人あきたパートナーシップ副理事長		
	伊藤憲一	雄和地区社会福祉協議会長/秋田市地区社会福祉協議会代表		
	高橋忠俊	北秋田市助成審査委員会委員長		
0	吉田慶嗣	秋田県共同募金会理事/配分委員会副委員長		
	三 浦 貴 裕	配分委員会委員(北都銀行法人企画部法人開発グループマネージャー		
		兼アジア戦略支援室長)		
0	藤澤浩	秋田県共同募金会理事/企画広報委員会副委員長		
	鈴 木 亨	企画広報委員会委員(秋田魁新報社編集局報道センター長)		

◎委員長、○副委員長



委員会の開催経過

0	期日	協議内容
第1回	平成23年	①共同募金による助成の現状と課題について
	9月 1日 (木)	②今後の検討項目の確認と課題出し
第2回	平成23年	①広域助成のあり方について
	9月27日 (火)	②広域助成の個別検証
第3回	平成23年	①検討するにあたって再確認しておきたいこと
	10月24日(月)	並びに追加すべき論点等について
第4回	平成23年	①市町村における公募及び審査の導入について
	11月29日(火)	②市町村社会福祉協議会への助成内容・金額について
		③地域の福祉団体等への助成内容・金額について
第5回	平成23年	①いかにしてより効果のある助成を行うか(地域助成について)
	12月21日(水)	②広域助成の総額及び目標額全体に占める割合について
		③募金目標額設定(助成計画策定)の方法について
第6回	平成24年	①共同募金助成計画検討委員会報告書(案)について
	1月24日(火)	





2012年1月24日発行

社会福祉法人 秋田県共同募金会

〒010-0922

秋田市旭北栄町 1-5 秋田県社会福祉会館 2 階

電話:018-864-2821 FAX:018-895-7513

URL: http://www.akaihane-akita.or.jp/

E-mail: akita@akaihane-akita.or.jp

